

凍結防止剤散布車（乾式3t級、4×4）仕様書

令和5年度

奥州市都市整備部維持管理課

概要

この仕様書は、凍結防止剤散布車（乾式3t級、4×4（以下「納入機」という。））に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元及び各部構造その他を満たすほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性及び良好な操作性能を有するものとする。

納入機は、運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」にて適合するものでなければならない。なお、排出ガスの規制についても同保安基準によるものとする。

ここに明記されていない箇所については、奥州市（以下「発注者」という。）と物品供給人（以下「受注者」という。）が協議のうえ決定するものとする。

1 目的

納入機は、降積雪時における道路交通確保を目的として、道路の凍結を防止する凍結防止剤散布作業に使用するものである。

2 納入台数 1台

3 性能 (JCMAS T008 性能試験)

(1) 敷幅	最小3.0m以下～最大7.0m以上（切換5段階以上）
(2) 敷量	最小15g/m ² 以下～最大50g/m ² 以上（切換5段階以上）
(3) 作業速度	最小5km/h 以上～最大40km/h 以下
(4) ホッパ容量	2.5m ³ 以上
(5) 敷材積載量	塩3,000kg 以上
(6) 運転室内騒音レベル	

「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省平成4年10月1日、基発第546号）第I管理区分に準ずる。（測定方法は、JCMAS H011の機械定置時による）

4 主要諸元

(1) 全長	7,000mm 以下
(2) 全幅	2,500mm 以下
(3) 全高（黄色灯火上端まで）	3,400mm 以下
(4) 車両総質量	12,000kg 以下

なお、「10 付属装置及び付属品 10-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総重量に含むものとする。

(5) 最小回転半径（最外側車輪中心）	8.0m 以下
(6) 乗車定員	2人 以上

5 車体

(1) 機関

形 式 水冷、ディーゼル機関
最高出力 150kW 以上

(2) 動力伝達装置

主変速機 前進6段、後進1段 以上

(3) 駆動方式

形 式 総輪駆動式

(4) タイヤ

形 式 スタッドレスタイヤ

(5) かじ取装置

形 式 倍力装置付

(6) 運転室

構 造 全鋼製密閉形
ハンドル位置 右ハンドル

6 作業装置

(1) 形式

散布量車速同調制御式

(2) 散布対象薬剤種別

塩（原塩、粉碎塩）

ただし塩化カルシウム積載時も散布量車速同調制御が行えること

(3) ホッパ

鋼板溶接構造

ホッパカバー又は蓋 手動開閉式

(4) 確認装置

・ホッパ残量確認窓（ホッパ前方のみ）

・吐出又は散布確認装置

7 計器類

(1) 運行記録計（120km/h、機関回転数記録、7日計）	1式
(2) 速度計、機関回転計	1式
(3) 燃料計	1式
(4) 空気圧計又は警告灯	1式
(5) 水温計	1式
(6) 充電警告灯	1式
(7) 機関油圧計又は機関油圧警告灯	1式

8 照明装置類

(1) 前部霧灯	2灯
(2) 黄色灯火（運転室上部、LED散光式（減光切替付）、全幅1,100mm以上） （車両後方上部、LED散光式（減光切替付）、全幅1,700mm以上）	1灯
(3) 車幅灯（LED、黄色、車両側面中後方左右）	4灯
(4) タイヤ灯（LED、白色）	2灯
(5) 後方作業灯（LED、黄色）	2灯
(6) ホッパ内確認作業灯（LED、白色）	1灯
(7) 室内灯（LED、白色）	1式

上記(1)から(7)については、運転席室内から操作可能であること。

9 車両後方確認カメラ

車両後方にカメラを設置し、運転席室内からカラー モニタにて状況を確認できるもの。

(1) カメラ	1台
運航に際し十分な強度を有し、着雪防止等の適切な対策を講じること。	
(2) カラー モニタ	1台
運転席室内前方に設け、オペレータの視界を妨げないこと。	

10 付属装置及び付属品

10-1 車両総重量に含むもの

(1) バックブザー（後方1mにおいて、音圧80dB(A)以上）	1式
(2) カーヒータ（温水式、デフロスタ付、エアコン付）	1式
(3) 床マット（ゴムタイプ）	1式
(4) 冬用ワイパー ブレード	1式
(5) バッテリースイッチ（防水ボックス付）	1式
(6) AM/FMラジオ	1式
(7) 敷布材飛散防止用カバー	1式
(8) スペアタイヤ（スタッドレスタイヤ、ホイール、取付台）	1式
(9) 車輪止め	1式
(10) ドライブレコーダ（1画面用・200万画素以上）	1式
(11) 標識版（300mm×570mm以上、車体後部取付）	1式

10-2 車両総重量に含まないもの

(1) 標準付属工具	1式
(2) タイヤチェーン	1式
(3) 取扱説明書	1式
(4) 部品表	1式
(5) 履歴簿	1式

11 塗装

納入機は、国土交通省建設機械塗装基準によるほか、下記のとおり塗装したものでなければならない。

防錆及び塗装

- (1) 車両側底面（シャーシ及び装置）
- 塩害塗装（塩水噴射試験500時間以上）

12 検査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、更に車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総重量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

13 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理をおこなわなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が1箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無料修理を行なわせることがある。

14 納期

令和6年3月19日

15 納入場所

奥州市水沢字聖天11-5地内

16 その他の事項

16-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない

16-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

- (1) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱いについて（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む））」に準じるものとする。
- (2) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐え得るよう取付部分に必要な補強を行なうものとする。

16-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務付けられた図書に使用する言語は、日本語とする。

16-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。ただし、これによりがたい場合は発注者の指示を受けるものとする。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税、納入及び登録に係る一切の費用（自動車損害賠償責任保険料、リサイクル料金及び自動車重量税は除く。）を含むこと。落札者のみ、入札額の内訳を後日提出することとする。

16-5 文字等の表示

- (1) 本体部両側ドア中央部に表示（詳細は別途指示）

『管理番号』

『奥州市』

『奥州市章』

- (2) 散布装置の両側に表示（詳細は別途指示）

『奥州市』

『凍結防止剤散布車』

『国交省交付金除雪機械』

- (3) 『メーカー名』及び『形式』、『品番』の表示 小さく数箇所に表示（詳細は別途協議）

- (4) その他『接近注意』等の表示 数箇所に表示（詳細は別途指示）

- (5) 仕様書に記載のない事項及び機械形状等により、文字位置・寸法及び表示箇所等の変更が必要な場合については、発注者と協議の上で変更できるものとする。

16-6 提出資料について

(1) 製作着手前に次の内容の納入計画書を提出する。

- ① 担当者一覧表（社内体制）
- ② 納入工程表
- ③ 製作仕様書

(2) 建設機械履歴簿には、以下の必要事項を記入するものとする。

- ① 規格、形式（メーカー呼称）及び主仕様
- ② 機械本体とエンジンの製作会社名、製造番号

(3) 次に示す写真を提出するものとする。なお、サイズはカラー・サービス版とする。

- ① 車輌履歴簿写真（車輌の前後、左右両側面）… 2 部
- ② 檢収写真（車輌の前後、左右両側面、付属品）… 2 部